

●日本育英会法 抄

(昭和五十九年八月七日)

(法律第六十四号)

第百一回特別国会

第二次中曾根内閣

改正 平成五年六月一四日法律第六三号

同九年六月二四日同第一〇三号

同一〇年三月三十一日同第二八号

同一〇年六月一二日同第一〇一号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

同一二年五月三十一日同第九九号

廃止 同一五年六月一八日同第九四号

[独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十四条第二項の規定により、なおその効力を有するとされる。]

日本育英会法をここに公布する。

日本育英会法

日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条一第七条）

第二章 役員及び職員（第八条一第十八条）

第三章 評議員会（第十九条・第二十条）

第四章 業務（第二十一条一第二十六条）

第五章 財務及び会計（第二十七条一第三十七条）

第六章 監督等（第三十八条一第四十一条）

第七章 雑則（第四十二条・第四十三条）

第八章 罰則（第四十四条一第四十六条）

附則

第四章 業務

(業務)

第二十一条 育英会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 学資の貸与

二 学資の貸与を受ける学生及び生徒の補導

三 修学上必要な施設の設置及び経営

四 前三号の業務に附帯する業務

2 育英会は、文部科学大臣の認可を受けて、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

(平一法一六〇・一部改正)

(学資の貸与)

第二十二條 前條第一項第一号の規定により学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。

2 第一種学資金は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の月額並びに第二種学資金の月額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する学生及び生徒であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一法一六〇・一部改正）

（返還の条件等）

第二十三條 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 育英会は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 育英会は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は心身障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第五章 財務及び会計

（借入金及び日本育英会債券）

第三十二條 育英会は、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は日本育英会債券（以下この条、次条及び第三十四条において「債券」という。）を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければ

ならない。

- 4 第一項の規定による債券の債権者は、育英会の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 6 育英会は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（平五法六三・平一一法一六〇・一部改正）

附 則 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）第二十二条及び附則第六条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（育英会の存続）

第二条 改正前の日本育英会法（以下「旧法」という。）第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会（以下「旧育英会」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新法の規定による育英会となり、同一性をもって存続するものとする。

（従たる事務所に関する経過措置）

第三条 旧法第二条第二項の規定により置かれた従たる事務所は、新法第三条第二項の認可を受けて置かれたものとみなす。

（理事等に関する経過措置）

第四条 施行日の前日において旧育英会の理事又は評議員である者は、別に辞令を用いなくて、施行日に新法第十条第二項又は第二十条第一項の規定により育英会の理事又は評議員として任命されたものとみなす。

- 2 前項の規定により任命されたものとみなされる育英会の理事又は評議員の任期は、新法第十一条第一項又は第二十条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧育英会の理事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

（職員に関する経過措置）

第五条 施行日の前日において旧育英会の職員（役員を除く。）である者は、別に辞令を用いなくて、施行日に新法第十七条の規定により育英会の職員として任命されたものとみなす。

（従前の被貸与者等に関する経過措置）

第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約（この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資の貸与及び貸与金の返

還については、なお従前の例による。この場合において、旧法第十六条ノ四第二項中「高等学校」とあるのは、「高等学校、中等教育学校」とする。

2 昭和五十九年四月一日前から引き続き高等学校（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。この場合において、旧法第十六条ノ四第二項中「高等学校」とあるのは、「高等学校、中等教育学校」とする。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二条第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

（平一〇法一〇一・一部改正）

第七条 政府は、育英会が前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除をしたときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

（事業計画等に関する経過措置）

第八条 育英会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第九条 旧育英会の昭和五十八年四月に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

（旧法の規定に基づく処分等の効力）

第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成五法律六三）抄

（商法の一部改正に伴う住宅金融公庫法等に係る経過措置）

第二十条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に前条各号に掲げる法律に基づき債券が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに債券に係る債権者の償還額の支払の請求について準用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成五年六月一四日法律第六三号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成五年一〇月一日）

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（従前の例による処分等に関する経過措置）

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

（罰則に関する経過措置）

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な

経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

〇独立行政法人日本学生支援機構法（抄）

（平成十五年六月十八日）

（法律第九十四号）

附 則
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条、第十五条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（業務の特例等）

第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十二条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三条中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

（日本育英会法の廃止）

第十五条 日本育英会法は、廃止する。

（従前の被貸与者に関する経過措置）

第十六条 前条の規定の施行前に育英会がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

（日本育英会法の廃止に伴う経過措置）

第十七条 附則第十五条の規定の施行前に旧育英会法（第十条、第十七条及び第二十条第一項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第十四条まで及び第十六条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。